

真庭市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例(案)について

ご意見を募集します

真庭市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例(案)に係る

パブリックコメント手続実施要綱

■ 条例制定の目的等

地域で自主的・自立的に地域課題に取り組む共同活動の中核となる団体（例：地域自主組織、NPO 法人など）からの申請を受け、一定の要件を満たした場合に、市が条例で定める特定地域共同活動を行う団体として「指定」し、行政との連携を強化、活動に対する支援体制を明確化することで、地域の主体的な活動を推進することが目的⇒主に次の４つのことを市と指定地域共同活動団体が連携して地域課題に取り組むことができる。

- 1 特定地域共同活動への支援⇒活動補助、情報提供、研修や他団体との交流機会の提供等
- 2 活動間の調整⇒指定地域共同活動団体が連携したい団体等との協議の場の設定や、連携の対象となる団体の紹介
- 3 随意契約⇒市の事務(市の事務と関係する特定地域共同活動)の委託
- 4 行政財産の貸付⇒行政財産を使用して特定地域共同活動を行うこと

この内容についてパブリックコメントを実施しますので、ご意見をお寄せください。

■ ご意見を募集する計画案の名称

真庭市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例

■ ご意見の募集期間

令和 7 年 9 月 2 2 日(月)から令和 7 年 1 0 月 1 7 日(金) まで

■ 計画案の入手方法

市ホームページからダウンロードしていただくか、総合政策部地域みらい創生課及び各振興局地域振興課で閲覧できます。

■ 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内の学校に在学する方
- (5) その他この事案に利害関係のある方

■ 提出方法

パブリックコメント意見提出様式に必ず住所、氏名及び連絡先を記入して次のいずれかの方法によりご提出ください。(口頭あるいは電話でのご意見は不可とします。)

(1) 直接提出 総合政策部地域みらい創生課又は各振興局地域振興課

(2) 郵送 〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2

真庭市総合政策部地域みらい創生課 宛

※令和7年10月17日(金)当日の消印有効

(3) FAX : 0867-42-1353 真庭市総合政策部地域みらい創生課宛

(4) 電子メール : koryu@city.maniwa.lg.jp

■ 提出されたご意見の取り扱い

(1) 提出されたご意見は、計画等の参考にさせていただきます。

(2) 提出されたご意見は、内容とそれに対する実施機関の考え方を後日公開します。

(3) 個々のご意見に対して、直接個別の回答はいたしません。

(4) 募集結果の公表の際には、ご意見の概要のみを公表し、住所、氏名等は公表しません。

(5) 賛否の結論だけのご意見や趣旨が不明確なご意見には、回答をお示しできない場合があります。

■ 問い合わせ先

真庭市総合政策部地域みらい創生課(TEL : 0867-42-1179、FAX : 0867-42-1353)